# 多様な社会を実現する司法~個人の価値観を尊重し合うために~

川村 百合 法友会政策委員会委員長

#### 1 コロナ禍から見える日本社会

新型コロナウィルスとの闘いも2年目となった2021 (令和3)年。

コロナ禍は、日本社会の貧富の差を拡大し、社会の 分断をいっそう進めてしまったように見えます。

街に出れば、強制力はない「お願い」なのに、ほぼ 全員がマスクを着用し、ワクチン接種率も高い日本社 会。法律上の根拠がなくても皆が従うという日本社会 の同調圧力は、社会の秩序の維持には役立つけれども、 そこからはみだした人には厳しい仕打ちが待っていま す。

振り返ってみれば、司法制度改革前夜の20世紀末 — 私が弁護士登録をした頃でした — 法律よりも「村社会の掟」が優先されることが多く、また行政指導という名の事前規制で規律される日本型社会の在り方が、ようやく法曹界全体の問題になりました。そして、「2割司法」を打破し、必要とする人々があまねく司法的救済が受けられるようにと「法の支配を社会の隅々に」というスローガンの下に進められてきた司法制度改革ですが、日本人の「お上の言うことに従順に従う」「自己主張をしない」「周囲から浮かないように行動する」ことを良しとするマインドは、その頃からそんなに大きく変わっていないのかもしれません。

多様な価値観を認め、社会的弱者も誰一人取り残さず、すべての人の人権が保障される社会になるには、まだまだ日本社会は未熟なのでしょう。だからこそ、私たち弁護士の果たすべき役割も大きいはずです。

#### 2 司法制度改革と法友会、さらにその先へ

「人権」を声高に主張し、法の支配や立憲主義を主張すると、「左巻き」「パヨク」などと揶揄される時代にあって、日弁連・弁護士会は、個々の弁護士の思想信条にかかわらず、弁護士法1条1項の「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。」とういう規定に則って活動する必要があります。

そして、あまり引用されることがないのですが、同 条2項には「弁護士は、前項の使命に基き、誠実にそ の職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に 努力しなければならない。」という規定もあります。 弁護士会が、法律の改正を提案し、改悪に反対し、さ まざまな立法提言を行うのは、弁護士法で求められて いることなのだと改めて認識する必要があるように思 います。

法友会は全国の弁護士会の中で最多の会員数を誇る 政策団体として、司法制度改革その他、司法制度と人 権に関するあらゆる政策課題について、議論と実践を 担ってきました。立法過程にも多くの会員が関わって いますし、司法過疎地へ赴任した会員や東京弁護士会 が誇る都市型公設事務所であるパブリック法律事務所 に参画した会員もいますし、あるいは個々の弁護実践 の中で「法の支配を社会の隅々に」の理念の担い手と なってきました。

司法制度改革の結果、司法と法曹をめぐる制度は、21世紀になって大きく変わりました。日弁連にとって 悲願であった被疑者国選弁護制度が実現し、また、いずれも賛否がありながらも、暗黒の刑事裁判に一石を 投じる裁判員制度が始まり、司法アクセス改善を担う 日本司法支援センターが設立され、新しい時代に求め られる法曹を輩出するために新しい法曹養成制度であ るロースクール制度ができました。

喧々諤々の議論を経て、実践の時代に入ってからすでに入しいのですが、司法制度改革以後に誕生した若い弁護士と話をしていると、私たちにとって新しく画期的だった制度は、彼ら彼女らにとっては所与のものであって、新しくもありがたくもなく、負担感ばかりが大きくて批判の対象にしかならない、ということを感じます。

例えば、被疑者国選弁護制度を実現するために、弁護士会が当番弁護士制度を作って私たちの会費で賄ってきたという歴史を、刑事弁護に熱心に取り組む若手会員でさえ知らないという事実を知り、驚愕しました。当番付添人制度と国選付添人制度の関係についても同様です。そして、それらが実現したのは、弁護士人口が増えたからであるということも理解されていません。

昔語りばかりする「年寄り」になる日が来るとは思っていなかったのですが、歴史に学び、それを踏まえて、新しい歴史を作っていくことは、法友会にとっても弁護士会にとっても重要なことなのではないかと思います。そのような問題意識から、本政策要綱の巻頭特集の座談会は企画されました。

## 3 政策委員会の役割

法友会が定期的に政策議論をする場が、原則として 1か月に1回開催される政策委員会です。

私が初めて政策委員会に出席したのは、2002(平成 14)年の春。法友全期会の一員として、「公益活動の 義務化に関する決議案」を提案するためでした。

公益活動の履行を会員の抽象的な義務ではなく具体的な義務と定め、履行しない場合には「罰金」を科すという提案は、なかなかにドラスティックなものであり、先輩方からさまざまな意見が出されました。「声は大きいけど優しい」某I先生(そう表現したのは、今は亡き横山渡先生です。)とのやりとりを、今でも覚えています。

「政策委員会って怖い!」と思った鮮烈な政策委員会デビューでした。怖かったけれども、私が起案した決議案は大筋で採用され、法友会と法友全期会の連名での決議になりました。そして、翌年度、公益活動の具体的な義務化と負担金制度という形で東京弁護士会の制度に結実しました(もっとも、個人的には、この制度は古くなってしまったと思っています。したがって、若い会員たちの中から、異なる提案が出てくることを期待しています)。さらに2003(平成15)年度の当番付添人制度を提言する旅行総会決議のことは、巻頭特集「弁護士が創る、弁護士が育む法制度――公法編――」で話したとおりです。

私にとって法友会政策委員会は、自分が積極的に提案し、理解者を増やしていけば、弁護士会も社会も動かす力のある組織であり仲間でした。これからも政策委員会は、創造的な役割を果たし、多様性のある社会を実現する司法制度を提案していってほしいと思います。

### 4 政策要綱の役割

法友会の政策論議の集大成が政策要綱です。日弁連 や弁護士会の活動や意見を網羅した分厚いもので、誰 が読むのかと思う人もいるかもしれませんが、何かわ からないことがあるときに調べれば、必ずどこかに書 いてあるという「百科辞典」のような役割を果たすと も言われます。

正直に言えば、私自身、全頁を通して読んだのは、2014(平成26)年度に、政策要綱策定部会長を仰せつかったときが初めてでした。ですが、日弁連や弁護士会の理事者になろうとする方は、これを読めば、理事者に必要とされるあらゆる知識が整理できると言っても過言ではないでしょう。

そのため、政策要綱の発刊は、毎年、法友会にとって一大事業です。政策要綱策定部会長を務めたときには、個々の執筆者が書いた原稿を、法友会として責任をもって世に出すために、寝食を忘れて取り組み、燃え尽き、もう法友会の活動は引退だと思ったほどです(実際には引退せず、性懲りもなく、今年度は政策委員長に就任しましたが……)。

その重大な責任を負う政策要綱策定部会長に、今年度、荒木理江先生(4部50期)にご就任頂きました。 2019(平成31)年度に私が東弁副会長だったときに、東弁法制委員会の委員長として立派に役目を果たしておられることを知っていたからです。

そして、今年度も、休日丸一日をかけた政策検討会 を2回開催して、主要なテーマについて、議論を深め ました。

もっとも、年々、政策要綱に書かれたことのすべて が法友会としての意見であるという建前を維持しづら くなっているという懸念があります。なぜなら、この 分厚い内容の原稿のすべてについて、法友会で議論を 尽くすことは不可能だからです。個々の執筆者は、各 分野に精通したキラ星のごとき陣容なのですが、それ 故にそれぞれ独自の意見を持っているところ、近年、 個々の原稿を尊重しすぎている嫌いがあるように思い ます。この点、政策委員長として善処できなかった責 任を痛感するものです。

最後に、荒木策定部会長のリードの下、吉原隆平副 幹事長と田中良幸事務次長を中心とする政策担当執行 部の尽力により、今年もこうして政策要綱を世に出す ことができたことに感謝申し上げます。とりわけ田中 事務次長は、2年連続の政策要綱担当として、余人を もって代えがたい働きをしてくれたことに御礼申し上 げます。

2021 (令和3) 年12月